

第3次笠間市立病院改革プラン(案)について

第2次改革プランの計画期間が、平成26年度をもって終了することから、平成27年度以降の病院経営の健全化を図るための指針となる第3次改革プランを策定しました。

1 これまでの経緯

平成19年12月に総務省から示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、市立病院の医療機能や地域医療の果たす役割の確認、経営基盤の強化、経営の安定等の抜本的な改革を実行するための指針として、平成21年3月に「笠間市立病院改革プラン」、平成24年3月に「第2次笠間市立病院改革プラン」を策定し、病院事業の経営改革に取り組んできました。

2 これまでの主な取り組み

第1次改革プラン(H21～H23)	第2次改革プラン(H24～H26)
施設改修及び医療機器整備 看護基準13対1への引き上げ 長期継続契約による委託費・薬剤費の削減 平日夜間・日曜診療の開始 地域医療連携ステーションの開設 専門外来の新設(禁煙外来・ストレス外来)	常勤医師の招聘(2名) かさま地域医療教育ステーション推進事業 看護基準10対1への引き上げ 医療相談員、リハビリスタッフの採用 訪問看護、訪問リハビリの開始 SPDシステム、院内管理システムの導入 専門外来の新設(物忘れ外来)

3 策定の趣旨

平成24年3月に策定した第2次改革プランは、平成26年度をもって計画期間が終了することから、平成27年度以降における市立病院改革の指針となる「第3次笠間市立病院改革プラン」を策定する必要があります。

第3次改革プランは、公立病院改革ガイドラインを踏まえ、第2次改革プランの考え方を踏襲することを基本とし、病院経営の健全化を図るための指針として策定します。

4 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3ヶ年とします。

5 市立病院の果たすべき役割

- (1) 在宅医療を支援する機能を有する高齢者医療の後方支援病院としての役割
- (2) 急性期を過ぎた回復期・亜急性期患者に対する入院加療を行う役割
- (3) 関係機関と連携・協力し、保健予防・介護予防活動を進める役割
- (4) 平日夜間や日曜日などの通常時間外における初期救急診療を実施する役割

6 数値目値

項 目		平成25年度	平成29年度	適 要
経常収支比率(%)		101.7	102.2	経常収支比率＝経常収益／経常費用
職員給与費比率(%)		56.5	53.2	職員給与費比率＝職員給与費／医業収益
病床利用率(%)		58.5	83.3	病床利用率＝延入院患者数／延病床数
1日当たり患者数 (人)	入院	17.6	25.0	1日入院患者数＝延入院患者数／365日
	外来	100.8	105.0	1日外来患者数＝延外来患者数／245日
在宅診療年 延訪問件数 (件)	訪問診療	755	1,200	100件/月×12月(5件/日)
	訪問看護	0	1,440	120件/月×12月(6件/日)
	訪問リハビリ	0	1,440	120件/月×12月(6件/日)

7 目標達成に向けての具体的取組

(1) 医療機能の充実

- ① 患者ニーズへの対応 ② 医師確保対策 ③ 医療スタッフの充実【新規】
④ 地域医療連携体制の強化 ⑤ 病床機能の転換【新規】 ⑥ 高齢化対策【新規】

(2) 経営の健全化

- ① 病床利用率の向上 ② 適正な平均在院日数の維持 ③ 紹介患者の確保
④ 適正な診療報酬の請求 ⑤ 経費の削減 ⑥ 材料費の削減 ⑦ 収入の確保
⑧ ICT化の推進

(3) 院内組織体制の強化

- ① 設置者の管理体制 ② 院内組織の体制 ③ 人事交流事業の推進【新規】

(4) 職員の意識改革

- ① 目標管理の徹底 ② 職員の共通認識

8 収支計画

項 目	H25実績	H26見込	H27計画	H28計画	H29計画
1 経常収益	598,145	647,033	669,791	697,960	730,665
2 経常費用	588,421	646,908	659,735	687,137	715,097
3 経常収支(1-2)	9,724	125	10,056	10,823	15,568
4 一般会計繰入金	131,691	144,666	155,817	490,801	577,339
うち一般会計補助金	50,000	50,000	40,000	30,000	20,000

9 改革プランの点検・評価・公表

- (1) 市立病院内部における進捗状況の点検
(2) 会計事務所による進捗状況の点検・評価
(3) 茨城県国民健康保険診療施設協議会による進捗状況の点検・評価
(4) 国民健康保険運営協議会による進捗状況の評価と公表